

○ 駅周辺のムクドリ対策について

近年、7月～8月頃をピークに繁殖期を終えたムクドリが、朝霞台駅・北朝霞駅や朝霞駅周辺に数千羽と集まるため、糞害や鳴き声などの被害で悩まされており、樹木の剪定や忌避音（ムクドリが天敵に追われている時の鳴き声）などによる追い払い対応してきました。

令和2年度からは新たなムクドリ対策として、鷹匠による追い払いを実施し、駅周辺の環境改善に努めています。令和5年度は2回実施し、ムクドリの鳴き声や糞などの被害を軽減することができました。



△北朝霞駅周辺に集まるムクドリ

年度	実施回数（実施日）
令和5年度	2回（7月18日、11月22日）
令和4年度	2回（7月11日、11月9日）
令和3年度	2回（7月19・20日）

環境目標3 脱炭素・循環型社会の推進



限りある資源を大切にし、環境に負担をかけないまち

3-1 クリーンなエネルギーをつくる

1 再生可能エネルギーの普及促進

【創エネ・省エネ設備設置費補助】

市では、環境に配慮した創エネ・省エネ設備の普及を促進することにより、温室効果ガスの排出の抑制と雨水の有効活用および河川への流出抑制を図るため、省エネ・省エネ設備（太陽光発電システム・家庭用燃料電池・定置用リチウムイオン蓄電池・雨水貯留槽、HEMS、V2H）の設置費用の一部を補助しています。

※雨水貯留槽に関しては、[] ページに掲載しています。

（1）住宅用太陽光発電設備設置の推進

市では、平成13年度から「住宅用太陽光発電システム」の設置に対し設置費の一部を補助し、環境への負荷の少ないクリーンエネルギー導入の促進を図っています。

補助制度開始当初から令和5年度までに計1,040件の補助を行いました。

【住宅用太陽光発電システム設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和5年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,454,000円	90.44kW
令和4年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	25件	2,354,000円	113.95kW
令和3年度	出力1kW当り3.5万円 ※限度額：戸建 10万円 組合 50万円	14件	1,326,000円	52.46kW

【発電量推計値によるCO2削減量】

年度	最大出力合計値 (kW)	年間発電量推計値 (kWh)	1年間のCO2削減量 (t-CO2)
令和5年度	90.44	108,528	49.60
令和4年度	113.95	136,740	62.49
令和3年度	52.46	62,952	34.69
平成13～ 令和5年度 までの累計	3,996.77	4,796,124	2,618.62

※樹齢50年の杉の木1本で、年間約14kg-CO2の二酸化炭素を吸収しています。

※地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の改定に伴い、令和4年度の係数は、各年度の環境省公表の排出係数に変更し、「551g-CO2」から「457g-CO2」に変更したため、1年間のCO2削減量は「75.34t-CO2」から「62.49t-CO2」とした。

○ 家庭用燃料電池（エネファーム）設置の推進

市では、平成30年度から「家庭用燃料電池（エネファーム）」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【家庭用燃料電池（エネファーム）設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大出力合計値
令和5年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和4年度	一律5万円	0件	0円	0kW
令和3年度	一律5万円	0件	0円	0kW

○ 定置用リチウムイオン蓄電池設置の推進

市では、平成30年度から「定置用リチウムイオン蓄電池」の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

補助制度開始当初から令和5年度までに計159件の補助を行いました。

【定置用リチウムイオン蓄電池設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	最大容量合計値
令和5年度	一律10万円	34件	3,400,000円	240.5 kWh
令和4年度	一律10万円	25件	2,526,000円	218.1 kWh
令和3年度	一律10万円	32件	3,200,000円	244.4 kWh

※令和4年度は、1件予算残額の範囲内で交付したため、補助金交付総額に端数が生じている。

○ HEMS設置の推進

市では、令和5年度から「HEMS」（ホームエネルギー・マネジメントシステム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【HEMS 設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和5年度	一律1万円	4件	40,000円

○ V2H設置の推進

市では、令和5年度から「V2H」（ビークル・トゥ・ホーム）の設置に対し設置費の一部を補助し、温室効果ガスの排出の抑制等を図っています。

【V2H設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額
令和5年度	一律10万円	2件	200,000円

2 公共施設への再生可能エネルギーの導入促進

(1) 公共施設の太陽光発電等の導入

3-2 省エネルギー・省資源をすすめる

1 環境に配慮した行動の推進

(1) エコライフ・省エネルギーの普及・促進

① 省エネ・省資源行動の普及促進

市では、脱炭素社会の実現に向け、国が取り組んでいる「デコ活」や、埼玉県の「エコライフDAY・WEEK」の実施等を、広報あさかやSNSによる周知啓発で、市民、事業者の省エネ・省資源につながる環境配慮行動を促進します。

「デコ活」等の周知啓発を推進していきます。

「デコ活」とは、二酸化炭素(CO₂)を減らす(DE)脱炭素(decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を意味する”活”を組み合わせた新しい言葉です。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための新しい国民運動です



クールビズ、ウォームビズを推進します。	「統一省エネルギーラベルの星の多い家電への買換え」や「LED 照明への買換交換」を促進します。	公共交通機関の利用、自転車の利用を促進します。エコドライブを推進します。	「地球」にやさしいエコカーの普及を促進します。	住宅の省エネ・脱炭素化推進のため、高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームの普及を促進します。

(資料：環境省ホームページ)

また、職員一人ひとりが環境に配慮した暮らし方に取り組むエコライフDAY・WEEKを夏、冬に実施し、CO₂削減量効果を確認するエコライフチェックを行いました。この結果、令和5年度は、夏冬合せて18.8t（エコライフDAY 4.3t、エコライフWEEK 14.5t）のCO₂を削減することができました。

年度	エコライフDAY・WEEKチェックシート回収率
令和5年度	91.3%
令和4年度	94.1%
令和3年度	95.2%

② 地域リサイクル活動の推進

③ 建築物エネルギー消費性能基準に適合する住宅

(2) 地球温暖化対策実行計画の推進

① 朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の推進

近年の地球温暖化対策としては、その進行を抑制することを目的として、温室効果ガス排出量を削減するための緩和策に取り組むことが重要であるとともに、世界各国で発生している気候変動が一因と考えられる異常気象を踏まえ、気候変動による被害の防止・軽減を図ることを目的とした適応策が求められています。

日本では、令和2年10月、地球温暖化対策における新しい長期目標となる「2050年カーボンニュートラル」を宣言しました。さらに、令和3年4月に、2030年度において、温室効果ガス46%削減（平成25年度比）を目指すこと、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることを表明しました。

本市においても市域全体の温室効果ガス排出量を削減するため、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

【地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 46%削減

② 第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の推進

「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成11年4月施行）に基づき、市における温室効果ガスの排出の抑制と安定化に向けた実効性のある具体的な取り組みを着実に実施していくため、「朝霞市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。この計画では、市庁舎をはじめとする公共施設において、市の職員が直接実施する事務及び事業のすべてを対象に期間を定めて温室効果ガスの排出量削減目標を定めています。第1次計画では、基準年度（平成12年度排出量）比で1.0%の増加、第2次計画では、基準年度（平成19年度排出量）比で1.09%の増加となりました。第3次計画では、平成25年度を基準として、平成27年度から令和3年度までの7年間で、温室効果ガス総排出量を計7%（年平均1%）削減することを目標としていました。

第4次計画では、平成25年度を基準として、令和4年度から令和12年度までの9年間で、温室効果ガス総排出量を計38%以上削減することを目標としています。なお、第4次計画からは、廃棄物の焼却処理等に伴って発生する非エネルギー起源のCO₂も対象となっています。

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の計画期間及び削減目標】

計画期間	削減目標
令和4年度～令和12年度 (9年間)	温室効果ガスの総排出量を、平成25年度を基準として 38%以上削減

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の削減目標値】

項目	平成25年度 排出量の実績値 【基準年度】t-CO ₂	令和12年度 排出量の目標値 【目標年度】t-CO ₂	令和12年度 削減目標値 t-CO ₂
温室効果ガス 【CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC】	16,879	8,271	8,608 (51%)
温室効果ガス 【非エネルギー起源CO ₂ 】	9,615	8,173	1,442 (15%)
合計	26,494	16,444	10,050 (38%)

【第4次朝霞市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の実績値】

年度	エネルギー起源		非エネルギー起源		計	
	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)	排出量 t-CO ₂	削減率 (%)
令和5年度						
令和4年度	14,253	15.6	11,057	△15.0	25,310	4.5
平成25年度 【基準年度】	16,879	—	9,615	—	26,494	—

※令和5年度の数値はまだ確定していません。

③ 温室効果ガスの排出抑制への取り組み

市では、計画に基づき、温室効果ガスの排出量削減目標を達成するため、各種取り組みを主体的かつ積極的に推進し、庁内推進組織の設置や職員に対する研修の実施、地球温暖化に関する情報提供、温室効果ガスの排出量削減目標に対する進捗状況の点検と「広報あさか」及び市ホームページで公表を行っています。

排出を直接抑制するためのおもな取り組み	排出の抑制に配慮したおもな取り組み
<ul style="list-style-type: none"> 電気使用量の削減 冷暖房の適切な使用、不必要的照明の消灯、 その他の節電 燃料使用量の削減 公用車の使用の抑制及び適正な運転や管理、 公用車の買い換え時の低公害車等の導入 	<ul style="list-style-type: none"> 環境に配慮した物品の購入・紙類の使用量の抑制 リサイクルの推進・廃棄物の削減 水道水の節約 環境に配慮した建設工事の推進 環境配慮型施工方法の採用、建設副産物の抑制対策、 再生可能エネルギー及び省エネシステムの推進

④ 「埼玉県地球温暖化対策推進条例」への対応

「埼玉県地球温暖化対策推進条例」は、県民、事業者、環境保全団体、行政など各主体が連携しつつ取り組むべき具体的な対策を定め、地域総ぐるみで地球温暖化対策を推進するために平成21年に施行され、事業者単位で合算してエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の事業者に対して、報告の作成を義務付け、事業所ごとに削減目標を定めています。

朝霞市では、市、教育委員会、クリーンセンターの3つに分けて報告を行っています。

⑤ 「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」
(省エネ法) 等への対応

「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(旧:エネルギーの使用の合理化等に関する法律)」は、エネルギー使用の合理化をより一層推進するため、令和4年に改正、令和5年4月から施行され、年間のエネルギー使用量が原油換算で1,500キロリットル以上の特定事業者に対して、エネルギー使用量(エネルギー原単位)の報告及び年間1%以上の削減を求めています。

市、教育委員会が特定事業者となり1,500キロリットルを越えるクリーンセンターがエネルギー管理指定工場等に指定され、国に対し、エネルギー使用量の報告等を行っています。

⑥ 地球温暖化対策等の促進

本市では、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた取り組みや活動を行っていただくための啓発や支援等を行っています。

- ・創エネ・省エネ設備設置費補助事業
- ・地域リサイクル活動推進補助事業

2 水の有効利用

(1) 節水の啓発

(2) 雨水の利用

雨水の再利用を推進するため、平成27年度から住居に設置する雨水利用設備に対して、その費用の一部を補助しています。補助制度開始当初から令和5年度までに計29件の補助を行いました。

【雨水貯留槽設置費補助実績】

年度	補助額	補助金 交付件数	補助金 交付総額	設置容量 合計値
令和5年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	6,000円	115ℓ
令和4年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基数を乗じた額（限度額）10万円	1件	20,000円	200ℓ
令和3年度	戸建：購入費用等の1/2（限度額：2万円） 組合：1基あたりの購入費用等の1/2に設置基数を乗じた額（限度額）10万円	2件	36,000円	300ℓ

3-3 地球に負荷の少ないまちをつくる

1 環境に配慮した移動手段の推進

(1) 歩道、自転車利用環境等の充実

① 放置自転車対策の推進

② 自転車利用環境の整備、交通安全意識の高揚

(2) 次世代自動車の普及促進

電気自動車（EV）用急速充電器をご利用ください！

市では、大気環境の改善や地球温暖化対策の一環として、走行時に二酸化炭素を排出しない電気自動車の普及を推進するため、市役所の駐車場内に電気自動車用の急速充電器を設置しています。

なお、平成25年度から設置していた一般駐車場内の急速充電器（1基）は令和3年11月1日に老朽化のため撤去し、新たに令和4年2月1日から市役所公用車駐車場内に急速充電器1基（2台同時充電可能）を設置しました。

新）電気自動車用急速充電器（充電カード式）令和4年2月1日～

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：24時間

利用料：充電カードあり…充電カード発行元が設定する料金
充電カードなし…1回550円（税込み）



旧）電気自動車用急速充電器（硬貨式）～令和3年10月31日

利用可能日：毎日（年末年始を除く）

利用時間：午前8時から午後9時まで

利用料：1回500円



【市設置電気自動車（EV）用急速充電器利用状況】

年度	利用可能日数		充電量 (kWh)		充電回数		うち一般充電回数	
令和5年度	360		15,993.6		1,737		1,727	
令和4年度	359		9,882.3		1,086		1,072	
令和3年度	計	267	計	1,229.9	計	148	計	144
	新	59	新	975.0	新	122	新	119
	旧	208	旧	254.9	旧	26	旧	25

問合せ／環境推進課 環境対策係 048-463-1512

2 コンパクトで利便性の高い生活環境整備

- (1) 広域交通ネットワーク形成
- (2) 公共交通機関の利用環境の充実
 - ① 鉄道利便性向上
 - ② 路線バス、市内循環バスの利便性向上

3-4 資源を大切に、繰り返し使う

1 廃棄物の排出抑制の推進

- (1) 3Rの推進
- (2) 生ごみの減量化
- (3) 食品ロス削減
- (4) 廃棄物処理や資源循環の重要性に関する学習機会の充実
- (5) 事業者に対する適正排出・適正処理の指導

2 資源化の推進

- (1) 地域リサイクル活動の推進（再掲P []）
- (2) 廃棄物の資源化の促進

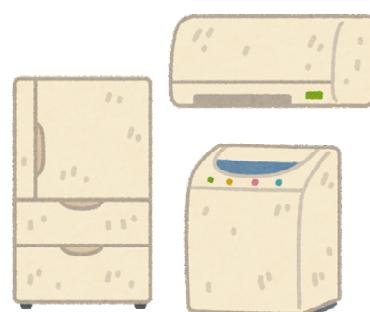
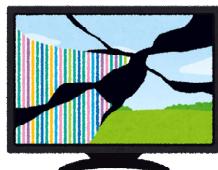
家電リサイクル法対象品目の処分方法

家電リサイクル法で決められた対象機器の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」、「洗濯機・衣類乾燥機」の4品目はメーカー等が回収し再資源化するため、廃棄方法が法律で定められており、粗大ごみとして出すことはできません。また、処分にはメーカーごとに決められたリサイクル料金がかかります。処分方法は以下の3つのいずれかになります。

- ①家電販売店や買い替え店に引取りを依頼する（リサイクル料金と回収を依頼する場合は収集運搬料金がかかります）。
- ②市の許可業者に依頼する（リサイクル料金と収集運搬料金がかかります）。
- ③ご自身で指定引取場所へ持ち込む（リサイクル料金がかかります。お持ち込みされる前に御自身でリサイクル券を準備してください。リサイクル券については、一般社団法人 家電製品協会 家電リサイクル券センターのホームページをご参照ください）。



一般財団法人家電製品協会
家電リサイクル券センター
ホームページ



3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 適正処理の推進

3-5 気候の変化に備える

世界の気候変動の影響評価を行う政府間組織「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告によると、厳しい地球温暖化対策を最大限実施した場合でも、世界の平均気温は上昇し、今後、気候変動の影響リスクが高くなることが予測されています。

近年、日本では、大型台風の出現頻度や短時間豪雨の増加が生じており、その多くは気候変動の影響が指摘されています。これらの影響に備えるための「適応策」を進めることが不可欠となっています。

本市においても、気候変動による影響は、今後も様々な分野で顕在化すると考えられ、真夏日や熱帯夜の増加による熱中症リスクへの対策、大雨に伴う水害への対策、市街地でのヒートアイランド対策など、分野横断的に対策を進めています。

1 気候変動に関する影響の把握と普及啓発

（1）気候変動に関する影響の把握

水質や動植物のモニタリング調査などにより、気候変動の影響と考えられる変化を把握します。

（2）適応策に関する普及啓発

地球温暖化は地球全体での平均気温の上昇のみならず、海水の膨張や氷河の融解による海面の上昇、大雨や台風の頻発など、様々な気候変動を生じさせつつあると考えられており、猛暑や数十年に一度といわれる大型台風・集中豪雨が発生し深刻な被害をもたらしています。そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策に加え、すでに生じている気候変動の影響を回避・軽減するための対策に取り組む必要があります。なお、気候変動の影響は、地域の特性によって大きく異なるため、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となっていることから、市では、第3次朝霞市環境基本計画に内包する「朝霞市気候変動適応計画」を策定しました。この計画を踏まえ、気候変動の影響や適応の必要性、適応策について、広報やホームページ等により普及啓発を行います。

【朝霞市気候変動適応計画】

計画期間	令和4年度～令和13年度 (10年間)
------	------------------------

2 気候変動への適応策の推進

（1）農業分野

（2）水環境・水資源分野

（3）自然生態系分野

気候変動に伴い様々な外来生物が埼玉県内に定着しています。その中で私たちや日本古来の在来生物に影響を与える生物がいます。例えば、オーストラリア原産のセアカゴケグモのメスは毒を持っていて、咬まれると脱力感、筋肉痛、頭痛などの全身症状が現れることがあるので注意が必要です。また、アジアに広く分布しているクビアカツヤカミキリは桜や桃の木を、中国や朝鮮半島原産のツヤハダゴマダラカミキリはリンゴやナシの木の樹木内部を食

害します。被害が進行すると樹が壊死し、倒木等が生じる危険性があります。市では、外来生物の定着による在来生物への影響を把握するため、市民・市民団体からの情報の収集に努めるとともに、防除等の啓発についてホームページ等を通じて行っています。令和5年度現在では、該当する情報はありませんでした。

(4) 自然災害分野

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いのもとなる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかり行うのが大切です。



«家の中の消毒»

じ あ え ん そ ざ ん

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム0.02パーセント溶液）にタオルやふきんを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒をします。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きをします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

«家まわりの消毒»

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。



手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

- ◎ ご自身で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和5年度	集中豪雨40件 (R5.6.3)	40件
令和4年度	—	0件
令和3年度	—	0件

(5) 健康分野

気温が高くなり光化学スモッグ注意報が発令された時は、所管施設への情報提供を行っているほか、ツイッターや防災行政無線により迅速な周知を図ります。また、光化学スモッグが発生しやすい時期になる前に、広報あさかで市民に対し、光化学スモッグについての注意喚起の啓発に努めます。

(6) 市民生活・都市生活分野（ヒートアイランド対策等）

地球温暖化の影響により、気候の変化が大きくなっています。地球温暖化対策として過度な冷暖房に頼らず快適に過ごせる軽装や取り組みを促すライフスタイル「クールビズ（COOL BIZ）」や「ウォームビズ（WARM BIZ）」に取り組んでいただくよう周知を行います。

環境目標4 パートナーシップによる環境活動の推進



みんなで環境を学び、考え、取り組むまち

4-1 環境についてみんなで学ぶ

1 環境教育や環境学習の機会の提供

市民一人ひとりが日常生活と環境との関わりについて理解し、生活環境の保全や自然保護に配慮した環境教育を推進していくために、学校、教育委員会及び市がそれぞれの役割で、効果的な環境教育基盤の整備に努めています。

(1) 環境教育や環境学習の機会の提供

① 環境教育

○ 「こどもエコクラブ」

こどもエコクラブとは、幼児（3歳）から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の輪を広げることを目的としています。

参加料や会費は無料で、こどもエコクラブに団体登録すると、活動に役立つツールがもらえたり、自分たちの活動をPRすることができたり、活動を続けることで「アースレンジャー認定証」を手に入れることができます。

【登録方法】

一緒に活動する仲間（3歳～18歳）と、活動を支える大人（18歳以上）を集めてクラブをつくり、登録します。※子ども1人+大人1人から登録可能です。下のQRコードを読み取り、新規・継続登録フォーム（こどもエコクラブホームページ）で登録するか、JEC登録用紙を環境推進課までFAX（048-467-0770）でお申込みください。



こどもエコクラブホームページ

○ 「あさか環境かるた」で環境学習しましょう！

地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を解決するためには、一人ひとりが考え、行動を起こす必要があります。そこで子どもから大人まで分かりやすく、楽しみながら環境について学んでもらえるよう、「あさか環境かるた」を作成し、市ホームページに掲載しています。

ホームページには文字ごとに、市や県、国などの関連するホームページなどのリンクが掲載されているので、環境に関する学習を深めることができます。

また、実際に「あさか環境かるた」を印刷して、かるたとして遊びながら学習することもできます。

かるたの白紙様式もあるので、自分のオリジナル環境かるたを作成することもできます。

あなたにあった学習方法で楽しく環境について学び、生活に活かしてみてください。



あさか環境かるたホームページ



読み札



絵札



解説

② 環境教育の支援

③ 環境学習への支援

例年、夏休みに開催される「黒目川・川まつり」(黒目川・川まつり実行委員会主催)は、身近な環境である黒目川に親しみながら、川の水を守ることの大切さなどを学ぶ場として、市も協力しています。

④ 市民団体の環境保全活動支援

○ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働

○ あさか環境市民会議との協働

市の環境に関する施策を総合的、計画的に推進していくために策定した「朝霞市環境基本計画」に基づく「(仮称) 朝霞環境フォーラム」の設立準備委員会が平成15年12月に発足しました。その後、この会の名称を「あさか環境市民会議」とすることとし、設立後は独立した団体として市民等が中心となって運営することが決定されました。

平成16年6月20日には設立総会が開催され、「あさか環境市民会議」が発足し、活動を実施しています。

令和4年度は、斜面林の保全活動や、団体自らが実施する事業等への支援や情報提供などを行い、自主的活動の支援をしました。

【令和5年度の主な取り組み】

運営会議	12回	市民会議の運営について具体的に検討しています。また、視察研修や各専門部会の開催内容等についても、この場で話し合われています。会員の意見はこの場に集約されるようになっています。
定期総会	1回	コロナウイルス感染拡大防止のため第19回定期総会は対面及び書面にて開催し、前年度の事業報告及び決算報告、また、今後の事業計画、予算案について審議を行い、会員に承認されました。
視察研修	0回	コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりました。
自然に関する取り組み	33回	岡斜面林、宮戸斜面林、根岸台自然公園・根岸台里山再生林において、雑木林の枝打ち、間伐、下草刈りなどの保全活動を実施するとともに、生息する昆虫や動植物の観察会を実施しました。
生活環境に関する取り組み	4回	6月に身近な水環境の全国一斉調査、11月に秋のプラごみゼロ&クリーンエイドと、あさか環境まち歩き「黒目川エコ探検」、1月にガンカモ全国一斉調査を実施しました。
広報に関する取り組み	都度	市民会議が運営するホームページに活動予定及び、里山活動のブログを更新しました。



あさか環境市民会議ホームページ

⑤ 環境情報の収集と発信

環境問題に対する理解を深めていただくため、広報や市のホームページに環境関連の記事を掲載するとともに、年次報告書「朝霞の環境」及び「朝霞市環境基本計画実施計画」を作成し、その周知と啓発に努めました。

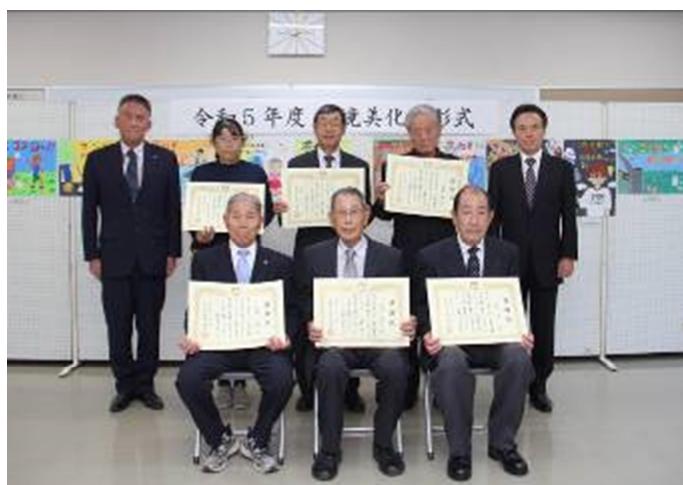
年度	環境政策に係る報告書の発行
令和5年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画3年度実績版）
令和4年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画3年度実績版）
令和3年度	2種類（朝霞の環境及び朝霞市環境基本計画実施計画2年度実績版）

⑥ 環境美化活動功労者を表彰

多年にわたり地域の環境美化・清掃美化に尽力された個人・団体の功績をたたえ、令和5年度は6人に対し、環境美化活動功労者として市から感謝状を贈呈しました。

【令和5年度 環境美化活動功労者】（敬称略）

氏名	活動年数
かんばら 神原 政二	35
まつなわ 松縄 正雄	25
やまぐち 山口 はるみ	10
ごとう 藤 修	10以上
やました 山下 兼三	7
しほく 谷 昇	9



環境美化活動功労者の皆さん

【環境美化活動功労者数】

年度	団体数・人数
令和5年度	6人
令和4年度	—
令和3年度	3人・2団体

⑦ 環境美化ポスターの募集＆入選者表彰

子どもたちに環境美化に対して関心を持ってもらうため、市内の小学3年生・6年生を対象に、「ポイ捨て」対策、「路上喫煙」対策、そして「犬のウン尿」対策というテーマでポスターを募集しました。

令和5年度は、251点の応募があり、12点の入選作品が選ばれ、令和5年11月7日（火）に表彰式を行いました。入選作品は、令和5年12月中は産業文化センター2階ホール（図書館分館前）、令和6年1月中は市役所1階ロビー市民ホールに展示しました。また、入選作品を啓発看板にして市内（朝霞駅、北朝霞・朝霞台駅周辺、黒目川各橋、ドッグラン）に設置し、市民の環境美化意識の向上を図りました。

【環境美化ポスター 応募数】

令和5年度	251点 (3年生 149点、6年生 102点)
令和4年度	229点 (3年生 130点、6年生 99点)
令和3年度	226点 (3年生 146点、6年生 80点)



入選された児童の皆さん

【環境美化ポスター 入選作品】



①高橋 幸愛さん(朝三小3年)



②中橋 鈴奈さん(朝五小3年)



③濱 ななみ 七海さん(朝七小3年)



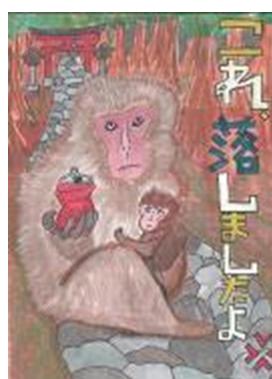
④木村 大智さん(朝八小3年)



⑤渡部 雪さん(朝九小3年)



⑥吉原 幸里さん(朝十小3年)



⑦才川 穎士さん(朝二小6年)



⑧高橋 美菜さん(朝三小6年)



⑨藤田 かなさん(朝三小6年)



⑩志堅原 紹那さん(朝七小6年)



⑪中田 和花さん(朝九小6年)



⑫湯本 咲仁さん(朝十小6年)

2 環境情報の発信と普及啓発

(1) 環境情報の収集と発信

① きれいなまちづくり運動（再掲 P ）

② イベント等の収集と発信

環境推進課では環境に関する学びやイベント等の情報収集を行い、広報・ホームページ・X（旧：Twitter）を通じて市民の方へ周知を行っています。

令和5年度は、きれいなまちづくり運動のお知らせや報告、環境月間に關すること、あさか環境かるた、ボランティア団体のイベント等について、広報あさか31回、X（旧：Twitter）99回、周知を行いました。

朝霞市役所 環境推進課
@kankyouuisin

浜崎ドッグランオープン！愛犬と楽しい時間をお過ごしください。【利用時のお願い】●【利用登録証】見えるように携帯●利用ルールを必ず守る●混雑時は譲り合う。また、犬を連れていない方のドッグラン内入場はご遠慮ください。詳しくはこちら⇒city.asaka.lg.jp/soshiki/14/ham...

#朝霞市 #ドッグラン



朝霞市役所 環境推進課
@kankyouuisin

【川での水遊びに気をつけて！】学校が夏休みに入り、川で水遊びする機会が増えると思います。でも、川はプールのように消毒されていません。水遊びする際には、できるだけ目や口に水が入らないようにしましょう。また、遊んだ後は手洗い等しっかりしましょう。

#朝霞 #川 #水遊び #黒目川 #越戸川

朝霞市役所 環境推進課
@kankyouuisin

小学3・6生が描いてくれた環境美化ポスターを朝霞市役所1階市民ホールにて展示しています。これに合わせて、図書館本館で「環境」に関するテーマ展示を行っています。ぜひこの機会に環境について学んでみませんか？ともに1月31日（水）までです！ #朝霞市 #環境学習 #環境美化ポスター



朝霞市役所 環境推進課
@kankyouuisin

9月30日㈯に朝霞第三小学校で「ペット同行避難訓練」を開催しました。当日は可愛いワッちゃん9匹、猫ちゃん2匹が飼い主さんと参加してくれました。埼玉県獣医師会南支部の先生方、彩の国動物愛護推進員さんの講演会では日頃からのしつけや備えの大切さを学びました。

#朝霞 #ペット同行避難訓練

- ③ 文化財施設での活動
- ④ リサイクルプラザでの環境学習・活動事業等の普及（再掲 P [] ）
- ⑤ 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との連携充実・支援（再掲 P [] ）

4-2 環境活動にみんなで参加し行動する

1 市民団体の環境保全活動支援

(1) 環境に関する有識者等の活用

令和5年度は、「災害時における動物救護活動に関する協定」を締結している公益社団法人埼玉県獣医師会南支部及び、彩の国動物愛護推進員の方に講師として協力いただき、ペット同行避難訓練で講義いただきました。

講座名称	講師	開催日時・会場	参加者数
クレートトレーニング デモンストレーション	彩の国動物愛護推進員	[日時] 令和5年9月30日(土) 午前10時30分～ [会場] 朝霞第三小学校	15名
災害時なんでも相談会	公益社団法人埼玉県獣医師会南支部 獣医師		(ペット) 11頭

※ペット同行避難に訓練について掲載（再掲P ）

(2) 市民団体の環境保全活動支援

- ① あさか環境市民会議との協働（再掲P ）
- ② 朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会との協働（再掲P ）
- ③ 市民活動への支援
- ④ 環境基本計画の推進

○ 環境基本計画の概要

市では、「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」の基本理念にのっとり、市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に進めることを目的として、令和4年3月「第3次朝霞市環境基本計画」を策定しました。

この計画は、令和4年度から令和13年度までの10年間を計画期間とし、市、市民・市民団体、事業者の相互の連携と協働により、「住み良い環境づくり」の実現を目指すものです。

○ 環境基本計画実施計画

この実施計画は、「第3次朝霞市環境基本計画」に定めた基本理念、環境目標、施策の方向、施策の展開に基づいて、市が今後実施すべき環境行政施策を具体化し、年度別の目標を示した計画です。

⑤ 朝霞市環境審議会

「朝霞市住み良い環境づくり基本条例」に基づき、市長の諮問機関として「朝霞市環境審議会」を設置しています。審議会は、市長が委嘱する16名以内の委員で構成されており、環境基本計画に関する事項及びその他環境保全等に関する基本的事項についての調査審議を、原則として公開制で行っています。

【朝霞市環境審議会活動報告（令和5年度）】

回 数	開催日・開催場所	会 議 内 容
第1回	令和5年7月26日 朝霞市役所 2階全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞の環境（令和4年度環境推進課所管分）について その他
第2回	令和4年11月14日 朝霞市役所 2階全員協議会室	<ul style="list-style-type: none"> 朝霞の環境（令和4年度年次報告書）（案）について 第3次朝霞市環境基本計画実施計画（令和4年度実績版）（案）について その他

朝霞市環境審議会委員名簿（令和5年度）

（敬称略）

氏名	経歴・所属団体等
ごん 純一	朝霞市議会議員
みやばやし 智美	朝霞市議会議員
まつ 村 隆	一般社団法人 持続可能社会推進コンサルタント協会 参与 前芝浦工業大学システム理工学部教授
おじま 小島 真知子	朝霞市環境美化推進員 元社会教育指導員
ながい 永井 広志	本田技研工業（株）二輪事業本部ものづくりセンター
はせがわ 長谷川 司	（株）武蔵野種苗園 埼玉支店 支店長
みずくば 幸之助	朝霞市商工会 理事
おの 小野 敬三	朝霞市自治会連合会 副会長（霞ヶ丘親睦会会長）
きむら 木村 富枝	市民
くわた 栄田 泰博	あさか環境市民会議 会計
ひらつか 平塚 知嘉子	朝霞市リサイクルプラザ企画運営協議会会長
ひら い 平井 肇	埼玉県西部環境管理事務所 副所長
いわがみ 岩上 和弘	朝霞警察署 生活安全課 課長代理
ゆ お 湯 尾 明	朝霞保健所 所長

令和6年3月31日現在

⑥ 朝霞市住み良い環境づくり連絡委員会

「第3次朝霞市環境基本計画」を総合的・計画的に推進するために、各部から選任された庁内の横断的組織であり、環境施策の総合調整を行うとともに、計画の推進状況を把握し、点検評価を行います。

2 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

(1) 環境保全活動団体の育成、ネットワークの形成等

① 環境に関する市民団体

(2) グランドワーク活動

第3章

用語解説

1 用語解説

【あ行】

・アスベスト

アスベスト（石綿）は、天然に産する纖維状けい酸塩鉱物で「せきめん」「いしわた」と呼ばれています。以前はビル等の建築工事において、保温断熱の目的で石綿を吹き付ける作業が行われていましたが、昭和50年から原則製造等が禁止されています。

アスベストは、その纖維が極めて細いため、そこにあること 자체が直ちに問題なのではなく、飛び散ること、吸い込むことが問題となるため、法律などで予防や飛散防止等が図られています。このアスベストの纖維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫の原因になるといわれ、肺がんを起こす可能性があることが知られており、この健康被害は、アスベストを扱ってから長い年月を経て出てきます。

・雨水浸透

雨水が地表から地中に浸透する現象を「雨水浸透」といい、こうして地下水を涵養することにより、水害の軽減・地球温暖化の防止などといった働きを果たすことが可能であり、雨水を資源として有効活用することを目的としている場合もあります。

この雨水浸透を積極的に図る設備として、浸透ます、浸透トレーンチ、透水性舗装等があります。

・屋上緑化・壁面緑化・緑のカーテン

屋上緑化とは、建築物の断熱性や景観の向上などを目的として、屋根や屋上に植物を植え緑化することをいい、同様に、建物の外壁を緑化することを壁面緑化といいます。また、建物の外壁にネット等を固定し、ツル性の植物（ゴーヤ、ヘチマ等）を這わせてカーテンのようにしたものを、緑のカーテンといいます。こうした緑化設備は、緑化土壤の断熱作用や植物自体が日射を遮ることによる屋内の温度上昇抑制や省エネ効果だけでなく、植物の蒸散作用によって屋外空間の温度上昇を緩和する効果もあります。

・オープンスペース

公園、広場、緑地などの建築物のない一定の地域的広がりであって、その非建ぺい性、植生、水面などにより、環境の質の向上を図り、あるいは住民のレクリエーション需要に応えるものをいいます。

・温室効果ガス

太陽からの日射エネルギーを吸収して熱された地表面は、赤外線として熱放射をします。大気中には赤外線を吸収する気体があり、地球の温度バランスを保っています。これらの気体を温室効果ガスと呼び、地球温暖化と密接な関係を持っております。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふつ化硫黄、三ふつ化窒素の7物質が温室効果ガスと定義されています。

ガスの種類	主な発生源など	性 質
二酸化炭素 (C O ₂)	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが9割以上を占めている。	無色、無臭の気体。化石燃料の燃焼などに起因して、年々増加しており、地球温暖化への影響が極めて大きい。
メタン (C H ₄)	稻作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、自動車の走行や、一般廃棄物の焼却からも発生する。	無色、無味、無臭、常温で引火性の気体。天然ガスの主成分で、よく燃える。
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが、工業プロセスや農業からの排出もある。	無臭の気体で、成層圏では酸素原子と反応して消滅するが、対流圏ではほとんど消滅しない。数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。
ハイドロフルオロカーボン (H F C)	エアゾール製の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	炭素、水素、フッ素からなる物質の総称で、化学的安定性に優れ、可燃性は低い。オゾン層の破壊性は少ないが、温室効果が高い。
パーフルオロカーボン (P F C)	半導体に電子回路を刻み込むエッティングや、エッティング後の洗浄などに使用されている。	炭素のまわりにフッ素が結合した化合物で、化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高く、大気中の寿命も長い。
六ふつ化硫黄 (S F ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	無色、無臭の気体で、熱的・化学的に安定している。オゾン層の破壊性はないが、温室効果は高い。フロンより優れた電気絶縁性を持つ。
三ふつ化窒素 (N F ₃)	半導体製造でのドライエッティングやC V D装置のクリーニングにおいて使用されている。	無色、無臭の気体で不燃性であるが、助燃性がある。温室効果は高いが、大気中に占める割合は少ない。

【か行】

・合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽（沈殿分離や微生物の作用によって処理し、それを消毒し、河川などの公共用水域等へ放流する施設）をいいます。従来のし尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果があります。

・環境基準

環境基本法において「大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持することが望ましい基準」と定められています。これは、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準（規制基準）とは異なります。

・環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障の原因となるおそれのあるものをさします。工場からの排水、排ガスはもとより、家庭からの排水、ごみの排出、自動車の排気ガスなど、通常の事業活動や日常生活のあらゆる場面で環境への負荷が生じています。

・環境ホルモン

有機塩素系化合物、ノニルフェノール、DDT、クロルデンなど、環境中に存在して、人や野生生物の生体内にとりこまれた際に、ホルモンのように作用して内分泌系をかく乱して生物にとって有害な影響を与える化学物質の俗称として用いられています。

・きゅうざんていぎゃくせんびき ちく旧暫定逆線引き地区

「暫定逆線引き」は、埼玉県が昭和59年に導入した制度で、計画的な市街地整備の見通しが明らかになっていない区域を対象に、用途地域を残したまま、いったん市街化調整区域（逆線引き）に編入し、その後、計画的な市街地整備が確実となった時点で市街化区域へ戻す方式です。平成15年に埼玉県が策定した区域区分の見直しに関する基本方針において、暫定逆線引きの制度が廃止されました。そのため、暫定逆線引き地区となっている地区は「旧暫定逆線引き地区」となりました。

【た行】

・るいダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造する物質ではなく、ものの焼却の過程などで自然に生成してしまう物質で、自然分解されにくく、田畠や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。発がん性、生殖機能の異常を引き起こすなどの可能性が指摘されています。

・たんどくしょりじょうかそう単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽をいいます。現在は、新規設置が認められていません。

・ちきゅうおんданんか地球温暖化

二酸化炭素など温室効果ガスの大気中濃度が増加し、これに伴って太陽からの日射や地表面から放射する熱の一部が温室効果ガスに吸収されることにより、地表面の温度が上昇する現象が生じることをいいます。

・ていこうがいしゃ低公害車

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、メタノール車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。

・とくべつりょくちほぜん ちく特別緑地保全地区

特別緑地保全区は、建築行為など一定の行為を制限することにより、都市の無秩序な拡大の防止に資する緑地、歴史的・文化価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのため動植物の生息地、生育地となる緑地等の保全を図り、都市における良好な自然環境を維持するため、都市緑地法によって指定したもの。

【な行】

・にさんかちっそ二酸化窒素（NO₂）

赤褐色で、特異な刺激性の臭いがする気体で、呼吸器の細菌感染等に対する抵抗力を弱め、呼吸器系統等に影響を与えます。物が燃焼する際に一酸化窒素（NO）が発生し、空気に触れるによって二酸化窒素になります。

【は行】

・ハザードマップ

ハザードマップとは、自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図をいいます。

・微小粒子状物質（PM2.5）

大気中に浮遊している $2.5\text{ }\mu\text{m}$ （ $1\text{ }\mu\text{m}$ は 1 mm の千分の1）以下の小さな粒子のことをいいます。このPM2.5は非常に小さいため（髪の毛の太さの $1/30$ 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

・保護地区・保護樹木

市内の貴重な緑地の保全及び緑化の推進を図るために、朝霞市緑化推進条例に基づいて指定した地区及び樹木のことをいいます。

保護地区は、樹木が集団で生育している土地で、その面積が 300 m^2 以上であるか、または樹木のある神社・寺院の境内であること、保護樹木は、高さが 10 m 以上で、地上 1.2 m の高さにおける幹の周囲がおおむね 1.0 m 以上であるもの、または樹形が特に優れているものを指定の基準としています。

【や行】

・ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無にかかわらず、すべての人が使いやすいように工夫された用具・建造物などのデザインのことをいいます。

朝霞の環境

(令和5年度年次報告書)

令和6年 月発行

発行・編集・印刷製本
朝霞市市民環境部環境推進課
〒351-8501 朝霞市本町1丁目1番1号
電話 048-463-1504（直通）
URL <http://www.city.asaka.lg.jp/>